

2023・10

いわき市議会臨時会議案

令和5年10月

提 出 議 案

議案第 1 号	令和 5 年度いわき市一般会計補正予算（第 5 号）	……………	（別紙）
議案第 2 号	工事請負契約について （いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事）	……………	3
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 5 年台風第 13 号による被災者に対する市民税 等の減免に関する条例の制定について）	……………	5
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて （令和 5 年台風第 13 号による被災者に対する国民健 康保険税の減免に関する条例の制定について）	……………	13
報告第 1 号	専決処分の報告について	……………	19

議案第2号

工事請負契約について

いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和5年10月27日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 いわき市石炭・化石館竪坑櫓解体工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金157,850,000円
- 4 工 期 議会の議決を経た日の翌日から
令和6年10月31日まで
- 5 契約の相手方 いわき市常磐水野谷町亀ノ尾171番地
株式会社ジェイ・ケイ・リアルタイム
代表取締役 木 田 俊

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年10月27日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和5年10月4日専決第1号 令和5年台風第13号による被災者に対する市民税等の減免に関する条例の制定について

令和5年台風第13号による被災者に対する市民税等の減免に関する
条例

(趣旨)

第1条 令和5年台風第13号(以下「災害」という。)により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者に係る市民税(個人の市民税に限る。以下同じ。)、固定資産税、事業所税及び都市計画税の減免については、法令に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 市民税の納税義務者で災害により次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和5年度分の市民税(令和5年9月8日以後に納期の末日が到来するものに限る。)について、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者 同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合の減免

事由	減免の割合
死亡したとき。	全部
生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活扶助を受けることとなったとき。	全部
障害者(地方税法(昭和25年法律第226号。次号において「法」という。)第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。)となったとき。	10分の9

(2) 納税義務者(当該納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。)の所有する住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。)が当該住宅又は家財の価格の10分の3以上であり、かつ、令和4年中の同項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。))、法附則第35条第5項に規定する課税短期

譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。） 、法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下この項において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下である者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合の減免

合計所得金額	減免の割合	
	損害の金額が住宅又は家財の価格の10分の5未満のとき。	損害の金額が住宅又は家財の価格の10分の5以上のとき。
500万円以下であるとき。	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき。	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき。	8分の1	4分の1

- (3) 令和5年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）のうちいずれかの額が減少し、その減少した額（雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく給付金その他これに類する給付金、保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した金額をいう。）が令和4年中のそれぞれの事業収入等の額の10分の3以上である者であって、同年中の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち減少した事業収入等に係る所得以外の同年中の所得の合計額が400万円を超える者を除く。） 事業収入等に係る所得に対する市民税の所得割の額（令和5年度分の市民税の所得割の額に当該合計所得金額に占める当該減少した事業収入等に係る所得の金額の割合を乗じて得た額をいう。）について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合の減免

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8

400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

2 市民税の納税義務者が前項各号の規定のうちいずれか2以上に該当する場合における当該納税義務者に係る減免額は、同項各号の規定により減免すべき額のうち、最も多い額とする。

(固定資産税及び都市計画税の減免)

第3条 固定資産税又は都市計画税（以下この条において「固定資産税等」という。）の納税義務者でその所有に係る固定資産につき災害により損害を受けたものに対しては、令和5年度分の固定資産税等（令和5年9月8日以後に納期の末日が到来するものに限る。）について、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合により減免する。

種類	損害の程度	減免の割合
土地	被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部
	被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4
家屋	全壊のとき。	全部
	大規模半壊のとき。	10分の6
	中規模半壊又は半壊のとき。	10分の4
償却資産	価格の10分の8以上の価値を減じたとき。	全部
	価格の10分の6以上10分の8未満の価値を減じたとき。	10分の8
	価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
	価格の10分の2以上10分の4未満の価値を	10分の4

	減じたとき。	
--	--------	--

(事業所税の減免)

第4条 事業所税（課税標準の算定期間の末日が令和5年9月8日から令和6年9月30日までに到来するものに限る。）の納税義務者で事業所用家屋につき災害により損壊したこと等に伴い事業を休止したと認められるものに対しては、当該事業所用家屋において休止した事業所等の用に供する床面積相当分に係る事業所税の資産割について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合により減免する。

事業の休止期間	減免の割合
(1) 令和5年9月8日を含む課税標準の算定期間内の部分	課税標準の算定期間の月数に対する事業を休止したと認められる日の属する月から事業を再開した日（算定期間の末日までに当該事業を再開しない場合は、当該算定期間の末日。以下この表において同じ。）の属する月までの月数の割合
(2) 前号の算定期間後の課税標準の算定期間内の部分	課税標準の算定期間の月数に対する当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月（当該月が前号の課税標準の算定期間の末日の属する月であるときは、当該月の翌月）から事業を再開した日の属する月までの月数の割合

2 前項の規定により事業所税の資産割を減免された納税義務者が当該事業所等の従業者に対して給与等を支払ったときは、同項の事業を休止した期間中に支払った当該給与等（当該納税義務者が当該休止した期間中に当該従業者に対して当該事業所等以外の事業所等の従業者として支払った給与等を除く。）に係る事業所税の従業者割を免除する。

(減免の申請)

第5条 前3条の規定により減免を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

2 第2条第1項又は第3条の規定による減免を受けた者は、その事由が消滅し

た場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(減免の決定通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に対し通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 市長は、減免の事由が消滅したと認めるとき、又は虚偽の申請その他不正の行為により第2条から第4条までの規定による減免を受けた者であると認めるときは、遅滞なくその者に係る当該減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次の事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和5年10月27日提出

いわき市長 内 田 広 之

令和5年10月4日専決第2号 令和5年台風第13号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の制定について

令和5年台風第13号による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例

(趣旨)

第1条 令和5年台風第13号(以下「災害」という。)により、特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者に係る令和5年度の国民健康保険税の減免については、法令に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(減免)

第2条 国民健康保険税の納税義務者(当該納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者を含む。以下この条において「納税義務者等」という。)又は当該納税義務者の世帯に属する主たる生計維持者(以下この条において「生計維持者」という。)で災害により次の各号のいずれかに該当するものに対しては、令和5年度の国民健康保険税(令和5年9月分から令和6年3月分までに相当するものに限る。)及び令和5年度に課税すべきであった国民健康保険税(令和6年4月1日以降に納期の末日が到来するもののうち市長が別に定めるものに限る。)について、当該各号に定めるところにより減免する。

(1) 次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった納税義務者等又は生計維持者 同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の減免

事由	減免額
生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったとき。	全額
生計維持者が行方不明となったとき。	全額
生計維持者以外の納税義務者等が行方不明となったとき。	当該行方不明となった納税義務者等の世帯に属する被保険者全員について算定した国民健康保険税額と当該行方不明となった納税義務者等の世帯に属する当該行方不明となった被保険者以外の被保険者について算定した国民健康保険税額との差額に相当する額

- (2) 令和5年中の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）のうちいずれかの額が減少し、その減少した額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を控除した金額をいう。）が令和4年中のそれぞれの事業収入等の額の10分の3以上である生計維持者であって、同年中の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合は、その適用前の金額）の合計額（以下この号において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち減少した事業収入等に係る所得以外の同年中の所得の合計額が400万円以下である者に限る。）当該生計維持者の属する世帯の被保険者全員について算定した国民健康保険税額に、当該世帯の同年中の合計所得金額に占める減少した事業収入等に係る同年中の所得の合計額の割合を乗じて得た額について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合（事業等を廃止した場合又は失業した場合にあっては、同年中の合計所得金額にかかわらず、全部）の減免

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき。	全部
300万円を超え400万円以下であるとき。	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき。	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき。	10分の4
750万円を超えるとき。	10分の2

- (3) 居住する住宅に損害を受けた生計維持者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める割合の減免

損害程度	減免の割合
全壊	全部
大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊又は床上浸水の場合	2分の1

- 2 納税義務者等又は生計維持者が前項各号の規定のうちいずれか2以上に該当

する場合における納税義務者に係る減免額は、同項各号の規定により減免すべき額のうち、最も多い額とする。

(減免の申請)

第3条 前条第1項の規定により減免を受けようとする者は、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第3号の規定による減免については、同号の規定により減免すべき事由があることが明らかであると市長が認めるときは、前項の規定による申請を要しない。

3 前条第1項の規定による減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(減免の決定通知)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかに減免の可否を決定し、その結果を当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により申請を要しないものとしたときは、速やかに減免することを決定し、その旨を当該納税義務者に対し通知するものとする。

(減免の取消し)

第5条 市長は、減免の事由が消滅したと認めるとき、又は虚偽の申請その他不正の行為により第2条第1項の規定による減免を受けた者であると認めるときは、遅滞なくその者に係る当該減免の決定を取り消すものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会から指定されている事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年10月27日提出

いわき市長 内田 広之

1	損害賠償額	金853,468円
2	事由	令和5年3月13日、いわき市泉町下川字大剣399番の1地先の市道大剣2号線において道路管理瑕疵により発生した物損事故
3	相手方	[redacted] [redacted] [redacted] 氏
4	専決処分年月日	令和5年9月27日

1	損害賠償額	金309,632円
2	事由	令和5年6月21日、いわき市常磐西郷町大荷田16番地先の市道大荷田3号線において道路管理瑕疵により発生した物損事故
3	相手方	[redacted] [redacted] 氏
4	専決処分年月日	令和5年9月27日